

令和8年度 石巻市雄勝歯科診療所会計年度任用職員の募集案内

現在、石巻市雄勝歯科診療所では、令和8年度歯科診療業務に従事する会計年度任用職員（歯科助手）を募集しています。

1 勤務条件等

職種	歯科助手
業務内容	歯科診療業務に係る診療補助、訪問診療補助、歯科健診補助、受付・会計事務（簡単なパソコン入力、電話応対等）
必要条件	特になし ※パソコン操作経験者であれば尚可
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (任用開始から1か月間は条件付採用（試用期間）)
勤務場所	石巻市雄勝歯科診療所
勤務時間	月曜日から水曜日、及び金曜日 9時00分から16時00分（休憩12時00分～13時00分） 木曜日 10時00分から16時00分（休憩12時00分～13時00分）
休日	土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、 12月29日から翌年の1月3日までの期間
報酬単価	月額146,534円～159,481円（職務経験年数による）
支給日	当月21日
通勤手当	通勤距離（片道2km以上から対象）、週の勤務日数により支給されます。
期末手当等	任用期間、勤務形態等により年2回支給されます。
社会保険等	雇用保険が適用されます。
休暇等	年次有給休暇（10日）が付与されるほか、特別休暇として該当するものがあります。

2 応募・選考等

採用人数	1名
応募方法	履歴書（任意様式・6か月以内に撮影した顔写真貼付）を申込先に郵送又は直接提出してください。
応募期限	令和8年2月17日（火）（必着）
申込先	石巻市雄勝歯科診療所 住所：〒986-1332 石巻市雄勝町小島字和田123番地 電話：0225-25-7421
選考方法	書類選考及び面接試験
選考日時	後日連絡します
選考結果	文書または電話

3 対象・資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。
- ア 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 その他

- (1) 次に該当する場合は、採用を取り消すことがあります。
- ア 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合
 - イ 必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合
- (2) 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。